

F A Q（制度について）

No.	質問	回答
1	事業の概要は。	西宮市内の中小企業等のデジタル化を促進することを目的として実施するもので、（１）業務効率化（２）新しい生活様式・新たな顧客獲得等の事業を対象として補助金を交付するものです
2	①業務効率化事業、②新しい生活様式・新たな顧客獲得事業とはどういったものか。	デジタル技術を活用することを通じて生産性向上や働き方改革が実現する等のための意欲的な取組を考えています。 ①業務効率化事業（会計システム、人事システム、ビジネスチャット又はオンライン会議に係るソフトウェア等を導入する事業） ②新しい生活様式・新たな顧客獲得事業（キャッシュレス決済、POSレジ、顧客対応又は販売支援に係るソフトウェア等を導入する事業等） を想定しております。
3	補助額はいくらなのか。	法人、個人ともに補助対象経費×2/3したもので、下限10万円、上限50万円となります（1,000円未満の端数は切り捨て）。なお、「ハードウェア導入費用」の補助上限は25万円です。
4	国の持続化補助金やIT導入補助金と重複して受給できるのか。	国、県又はその他各種団体等から補助金等が交付される場合又は交付される予定となっている場合は受給できません。
5	補助対象経費について、既に他の補助金で申請し補助を受けた。今回、補助割合が多い西宮市中小企業デジタル化支援事業補助金での申請を行いたいが可能か。	申請できません。既に他の補助金で申請、受給された補助対象経費については重複して申請はできません。
6	現在、他の補助金で補助対象経費を申請中である。西宮市の補助金を適用させたいので、該当分を取り下げ、西宮市の補助金補助対象経費としてよいか。	補助対象経費に対する補助金を受け取っていないのであれば、他の補助金申請を取り下げ後に申請いただくことは可能です。
7	今回の補助金は、確定申告の際、どのように申告すればよいのか。	税理士等にご相談ください。
8	周知はどのように行っているのか。	西宮市のホームページや市政ニュース等での広報に加えて、西宮商工会議所からも周知いただいております。
9	どの業種でも対象となるのか。	補助対象となる中小企業等をご確認ください。 なお、反社会的勢力に係る事業者、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する一部の事業者、公共法人、政治団体、宗教上の組織又は任意団体は対象外です。
10	個人事業主は対象となるのか。	対象となります。なお、交付申請時に市内で事業を営んでいる旨が確認できる書類（開業届等）の提出が必要です。
11	西宮市内在住で、他市で事業を営んでいる場合は申請可能か。	申請できません。西宮市内で事業を営んでいる事業者を対象としているためです。なお、他市在住で西宮市内で事業所がある場合は申請が可能です。
12	申請後に開業予定であるが、対象となるか。	対象外です。既に開業している事業者を対象とするためです。
13	副業で個人事業を営んでいるが対象となるか。	開業届等で事業を営んでいる旨が確認できれば、対象となります。

F A Q（制度について）

No.	質問	回答
14	大企業の子会社は対象となるか。	<p>次の要件に該当する場合は対象外です。</p> <p>①発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している</p> <p>②発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している</p> <p>③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている</p>
15	市内に事業所はあるが、本社が市外の場合も補助対象事業者になれるのか。	<p>市内店舗や事業所でのデジタル化の取組を実施する場合は、対象となります。また、その場合は、市内に事業所がある旨を確認できる公的書類（営業許可証、受付印のある法人等の設立・事務所等設置・異動・変更申告書等）を提出ください。また、課税証明（完納証明書）は、本社の所在地自治体で発行したものをご提出ください。</p>
16	本社は市内にあるが、市外の事業所における取組の場合は対象になるのか。	<p>対象外です。</p>
17	市外事業者から購入する必要があるのか。	<p>市内経済活性化のため、できる限り市内企業から購入するようご協力ください。</p>
18	中古品（新古品含む）は対象となるのか。	<p>対象外です。</p>
19	補助申請前に購入したものは対象となるのか。	<p>補助交付決定前の購入は対象外です。申請後に事務局から送付する交付決定通知書を受領後に事業を実施ください。</p>
20	現在申請中だが、申請後に廃業してしまった。この場合は対象となるのか。	<p>対象となりません。</p> <p>事業を継続いただくことが補助金申請要件のため、廃業された(予定)場合は取り下げの手続きが必要です。</p>
21	売上高減少等の申請要件はあるのか。	<p>売上減少等は申請要件としておりません。</p>
22	補助金に関する問合せ先は。	<p>西宮市中企業等デジタル化補助金交付事業事務局（西宮商工会議所）</p> <p>TEL 0798-39-8007</p>

FAQ（交付申請）

No.	質問	回答
1	交付申請はどのように行えばいいか。	窓口または郵送でご提出ください。
2	交付申請の期間はいつからいつまでになるのか。	令和5年10月2日（月）から令和5年11月30日（木）までです。郵送の場合は、当日消印有効です。消印は郵便ポストの回収時間で当日消印扱いにならないため、締切日が迫っている場合は、郵便局に持ち込みをお願いします。
3	オンライン（インターネット）による交付申請は可能か。	オンライン申請は対応しておりません。
4	申請年月日に記入した日と提出日にズレがあるが問題ないか。	提出が申請期限内であれば、問題ありません。
5	法人番号が分からない。	インターネット上で国税庁による法人番号公表サイトがありますので、そちらで検索してください。
6	電話番号は会社（事業所）の電話番号、個人の携帯電話の番号いずれを記入したらよいか。	指定はありませんので、こちらから申請内容等について確認する際に連絡がつきやすい電話番号をご記入ください。
7	資本金が分からない。	履歴事項全部証明書の内容をご確認ください。
8	ハードウェアのみ、ソフトウェアのみの補助申請は可能か。	ソフトウェアのみの補助申請は可能です。なお、ハードウェアのみの申請は原則不可であるため、ソフトウェアの補助申請に併せて申請いただく必要があります。なお、特定のソフトウェアが組み込まれ特定のソフトウェアが組み込まれた汎用性のないハードウェア（（ターミナルPOSレジ、OCRスキャナー等）を導入する場合は、ハードウェアのみの補助申請は可能です。
9	パソコンの購入費用は、補助対象となるのか	パソコン購入費用のみを補助対象経費として計上する場合は、対象とはなりません。なお、会計、人事システム等のソフトウェアの導入費用が計上されており、当該ソフトウェアの導入に伴い、パソコンの導入が必要となる場合は、対象となります。
10	パソコンと会計ソフトを合わせたパッケージセットを購入した。見積書にはセット価格として1つにまとまっている。この場合はハードウェア、ソフトウェアいずれに記入するのか。	ソフトウェアとハードウェア各々の内訳の金額を確認のうえ、各々に記入いただく必要があります。また、見積書にもソフトウェアとハードウェアの各々の金額が記載されている必要があります。
11	自社のHP作成・アプリ購入費等の補助対象外のソフトウェア導入費用とともにパソコン・タブレット等のハードウェア導入費用が計上される場合、パソコン・タブレット等のハードウェア導入費用は補助対象となるのか	補助対象のソフトウェア導入費用が計上されている場合のみ、パソコン等のハードウェア導入費用は補助対象となります。ソフトウェア導入費用が補助対象外の場合は、それに伴うハードウェア導入費用又は外注費・委託費は補助対象になりません。
12	無料のソフトウェアを導入したことに併せて、ハードウェア導入費用又は外注費・委託費を計上する場合、ハードウェア導入費用又は外注費・委託費は補助対象となるのか	補助対象になりません。ソフトウェア導入に併せて、ハードウェア導入費用又は外注費・委託費を計上する場合は、有料のソフトウェアの導入が必須となります。
13	既に導入済みのソフトウェアの利用のためにパソコン等のハードウェアを購入する場合や買い替えを行う場合は、対象となるのか	新たにソフトウェアを導入する事業が対象となるため、既に導入済みのソフトウェアの使用に伴う機器の買替えや増設は対象になりません。

F A Q（交付申請）

No.	質問	回答
14	タブレットの購入費用は、補助対象となるのか	タブレット購入費用のみを補助対象経費として計上する場合は、対象となりません。なお、POSレジシステム等のソフトウェア導入費用（アプリの購入費用を除く）が計上されており、当該ソフトウェアの導入に伴い、タブレットが必要となる場合は、対象となります。
15	スマートフォンの購入費用は、補助対象となるのか	スマートフォン購入費用のみを補助対象経費として計上する場合は、対象となりません。なお、POSレジシステム等のソフトウェア導入費用（アプリの購入費用を除く）が計上されており、当該ソフトウェアの導入に伴い、スマートフォンが必要となる場合は、対象となります。
16	レンタルやリース、保守サポート代金はどの期間を対象とするか。	最大3か月分を対象とします。3か月経過後の料金については自己負担となります。また、対象期間の料金について交付決定後に発生した費用であり、実績報告までに支払が完了している必要があります。
17	レンタル、リース期間が3年ある場合、対象となる期間はどうか。	対象期間は最大3か月となりますので、按分して3か月分の金額をご記入ください。
18	レンタル（リース）を3か月行った後、再レンタル（再リース）を行う場合、補助対象経費は二重に計上できるのか。	できません。1つの対象につき、レンタル、リース等の補助対象期間は最大3か月です。
19	事業にかかる通信費・プロバイダ契約料は補助対象となるのか	補助対象にはなりません。
20	補助対象にならない経費にはどういったものがあるか	補助対象外の経費の一例は次の通りです。なお、それ以外にも補助対象とならない経費がありますので、不明な点は事務局までご相談ください。 <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ・Webアプリ等の作成費 ・アプリ購入費 ・WEB広告費、広告宣伝費に類する費用 ・ECサイト出店費 ・OSソフト(windows等)等の汎用性のあるソフトウェアの導入費用 ・セキュリティ対策費用 ・中古品・新古品の購入費 ・ソフトウェア導入に伴わないパソコン・各種デバイス等のハードウェアの購入費 ・3か月を超えた月額料金 ・従量課金方式のもの ・コンサルティング費用 ・プロバイダ契約料、通信費 ・人件費、水道光熱費等の間接経費
21	計算で出てきた最終的な補助申請額が合計と合わない	最終的な補助申請金額は千円未満切り捨て、10万円未満の場合は0円、50万円以上の場合は50万円となります。

F A Q（交付申請）

No.	質問	回答
22	補助対象経費に消費税等の税金は含めるのか。	税抜き金額が対象となります。 例えば、10,000円の商品+消費税10% = 販売価格11,000円のものであれば、対象経費は10,000円です。
23	補助申請額そのままの金額が支給されるか。	事務局による審査がありますので、申請後の決定金額が変更する可能性があります。
24	申請してからどのくらいで補助金が振り込まれるのか。	補助金申請から交付までの流れは以下の通りです。 ①補助金の交付申請 ②事務局審査後、交付決定通知書を申請者に送付 ③補助対象事業を実施 ④実績報告・交付請求 ⑤事務局審査後、補助金確定通知書を送付・口座へ振込 実績報告・交付請求から1ヶ月程度を目途に口座へお振込みをする予定です。 但し、申請が短期間に集中するなど、状況によって給付までに相当の時間を要する場合があります。 なお、不備の修正や追加書類の提出を期日までに対応していただけない場合は不給付の決定をする場合がありますのでご注意ください。
25	令和5年12月31日で廃業する予定である。この場合申請は可能か。	申請できません。 西宮市内においてデジタル技術を活用した事業を補助金の交付決定後1年以上継続して行う意思を有する者である事業所を対象としているためです。
26	西宮市中小企業等デジタル化支援事業補助金の申請は1回だけなのか。	1事業者あたり1回のみです。
27	導入予定日が分からない。	おおよその期間で結構ですのでご記入をお願いします。
30	開業届を紛失した場合は。	令和4年中に事業を行っている旨が確認できれば、確定申告書の写し（税務署の押印があるもの）で代用が可能です。
31	開業届を出していない場合は。	令和4年中に事業を行っている旨が確認できれば、確定申告書の写し（税務署の押印があるもの）で代用が可能です。
32	確定申告書に税務署の受付印がない場合は。	開業届（税務署の押印があるもの）を提出ください。 なお、開業届（税務署の押印があるもの）を提出いただくことが難しい場合は、確定申告書第一表（税務署の押印無し）に加えて、次のいずれかの書類を提出ください。 ①税務署が発行の納税証明書（その2） ②受信通知（e-Taxによる提出の場合） ※受信通知の確認方法：「受信通知申告データ確認方法」で検索し、国税電子申告・納税システムのホームページを確認ください。
33	市税の滞納のない証明書とは。	完納証明書を提出ください。完納証明書については、税務管理課（TEL：0798-35-3251）にお問い合わせください

FAQ（交付申請）

No.	質問	回答
34	法人を設立したばかりであっても完納証明書は必要か	令和4年12月31日以前に法人を設立された場合は、完納証明書を提出ください。令和5年1月1日以降に法日を設立された場合は、完納証明書は不要です。
35	本社が大阪市で、デジタル化を行う支店が西宮市で申請を行うが、申請書所在地はどちらを記入すればよいか。	本店の所在地をご記入ください。左記例の場合、大阪市の住所をご記入いただき、申請者概要に西宮市の所在地をご記入ください。
36	本社が大阪市で、デジタル化を行う支店が西宮市として申請を行うが、課税証明（完納証明）はどちらのものを提出すればよいか。	本店（市外）の自治体発行の完納証明書をご提出ください。左記例の場合、本店（大阪市）の完納証明書をご提出いただきます。支店（西宮市）の完納証明書は不要です。
37	申請書類の記入については、鉛筆でもよいのか。	ボールペンなどでの記入をお願いいたします。但し、消せるボールペンなどは使用しないでください。
38	申請書類はPCでの入力でもよいか。	PCでの入力でも結構です。なお、押印欄のある交付申請書等は打ち出したうえ、押印ください。
39	郵送申請は、普通郵便やレターパックで送付してもよいのか。	個人情報が含まれますので、レターバックライトやレターバックプラスなどの追跡ができる方法で郵送してください。 ※郵便事故等が発生したことにより申請期間内に提出が確認できない場合は、交付対象外となりますので、予めご了承ください。
40	申請書を郵送後に書類の不備に気付いた場合はどうすればよいのか。	不備が確認できた時点で、不備内容は事務局より通知させていただきます。お電話で解決できる軽微な不備の場合は電話にてお伝えいたします。
41	同じ法人だが、担当者が別々に申請した為、重複申請になってしまった。どちらか一方の申請のみを受けるとなった場合、優先基準は何か。	申請内容に不備がない場合、先に到着した方を優先いたします。
42	不備があった場合、どのように連絡があるか。	事務局より通知を差し上げますが、文書もしくはメール、お電話で解決できる軽微な不備の場合は電話にてお伝えいたします。
43	不交付の通知は送付されるのか。	文書にて通知いたします。
44	誤って原本を提出してしまった。返送してもらえるか。	基本的に提出いただいた書類は返却いたしませんので、ご容赦ください。
45	申請期間を過ぎて、不備が判明した場合、対応すれば交付は受けられるのか。	書類に不備があり、追加で書類の提出を求める場合は事務局よりお知らせします。その際に提出期限をお伝えしますので、当該期限内であれば受理いたします。
46	申請期間に間に合わなければどうなるのか。	補助対象外となります。

FAQ（実績報告・補助金請求）

No.	質問	回答
1	実績報告・補助金請求の提出方法は。	窓口または郵送でご提出ください。
2	実績報告の期限は。	事業完了後20日以内又は令和6年1月31日のいずれか早い日までに提出ください。郵送の場合は、当日消印有効です。消印は郵便ポストの回収時間で当日消印扱いにならないため、締切日が迫っている場合は、郵便局に持ち込みをお願いします。
3	支払いの分かるものはレシートでもよいか。	領収書をご提出ください。なお、「購入先に依頼したが領収書をだしてもらえなかった」といったトラブルに対し事務局はご対応できませんので、見積書をお取りになる際合わせて領収書のことについてもご確認をお願いします。
4	補助対象経費の支払いについて、クレジットカードを使用してもよいか。	使用不可です。
5	機器の導入が遅れるなどにより、交付申請時の事業完了日までに事業が完了しない場合、変更申請が必要か	令和6年1月31日までに事業完了報告書を提出できる場合は、変更申請は不要です。なお、令和6年1月31日までに事業が完了し、事業完了報告が提出されない場合は、補助金が交付されませんので、ご注意ください。
6	補助金の振込口座について、法人名義の口座が用意できない場合はどうすればよいか。	法人名義の口座がない場合は、代表者名義の口座でも構いません。

FAQ（その他）

No.	質問	回答
1	審査状況を教えてほしい。	個別に審査状況をお伝えすることはできません。
2	申請の取消は可能なのか。	可能です。補助事業等変更等申請書をご提出ください。補助金が交付された後であれば「返還」の手続きが必要です。 なお、申請書類等は返却できませんので、ご容赦ください。
3	通帳への記載はどうなるのか。	「ニシノミヤシショウコウカ（カイケイカンリシャ）」と記載されます。